

令和3年3月24日

加算算定対象サービス事業所 職員各位

社会福祉法人成寿会

## 令和3年度 介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善計画の通達

日々の勤務、ご苦労様です。

昨年度に引き続き令和3年度も介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出をし、改善計画のとおり賃金改善を行いたいと思います。(加算算定対象サービス事業所の職員)支給時期及び支給方法等の要点は下記の通りですが、具体的には、別紙「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」等を確認してください。

### 記

#### 1. 介護職員処遇改善加算について

##### (1) 常勤の介護職員

令和3年7月支給給与(6月分給与)より、毎月一定額の手当を支給し、4月～9月算定の加算取得点との差額調整金を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得点との差額調整金を6月給与支給時に支給する。

毎月一定額 夜勤を行う介護職員 月額 20,000 円  
その他の介護職員 月額 10,000 円

※ 各人の支給総額は、夜勤の回数及び事業種別の収入率を考慮して決定。

##### (2) 非常勤の介護職員

支給額は常勤と同じ勤務時間数の場合に半額、それ以外の場合は勤務時間数に応じて比例計算し、4月～9月算定の加算取得点を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得点を6月給与支給時に支給する。

#### 2. 介護職員等特定処遇改善加算について

(1) 特定処遇改善加算金は、4月～9月算定の加算取得点を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得点を6月給与支給時に支給する。

(2) 特定処遇改善加算金の額は次のとおりとする。

- ① 経験・技能のある介護職員 年額 210,000 円程度
- ② 他の介護職員 常勤 年額 120,000 円程度  
非常勤 年額 60,000 円程度(勤務時間数に応じて比例計算)
- ③ その他の職種※ 常勤 年額 60,000 円程度  
非常勤 年額 30,000 円程度(勤務時間数に応じて比例計算)

※ 療法士・薬剤師・清掃・車輛・運転手・宿直は除く

以上

届出に必要な処遇改善計画等を3枚目以降に添付していますので、全職員(療法士・薬剤師・清掃・車輛・運転手・宿直は除く)は、4月10日(土)までに各自内容を確認し、確認印またはサインをして回覧してください。全職員が回覧した後は、各施設長・部長へ渡してください。

**★ 各施設長・部長は全て回収したら桑野へ渡してください。**



## 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 3 年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	シャカイフクシホウジンセイジユカイ					
法人名	社会福祉法人成寿会					
法人所在地	〒	737-0115				
	呉市広町字白石免田13010番地					
フリガナ	クワノ カズヤ					
書類作成担当者	桑野 和也					
連絡先	電話番号	082-430-7000	FAX番号	082-430-7890	E-mail	kazuya.kuwano@seijukai-w

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

## (1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 3 年度介護職員処遇改善加算の見込額	63,702,468	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回る)	63,890,232	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	603,935,124	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	540,044,892	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	626,714,021	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	63,720,325	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	22,948,804	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 3 年 7 月 ~ 令和 4 年 6 月	

## 【記入上の注意】

- (1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii)(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- (1)④ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 3 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)			27,560,124 円	
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回る)			28,016,009 円	
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			794,613,901 円	
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			766,597,892 円	
(ア)前年度の賃金の総額			856,789,137 円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額			63,720,325 円	
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額			26,470,920 円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			0 円	
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	113,851,799 円	503,783,205 円	252,031,701 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	288.0 人	1,808.0 人	862.8 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	24.0 人	150.7 人	71.9 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	395,319 円	278,641 円	292,109 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 ( 27,560,160 円 )	95,695 円 ( 27,560,160 円 )		
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 27,561,280 円 )	23,118 円 ( 6,657,984 円 )	11,559 円 ( 20,903,296 円 )	
	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( 27,560,370 円 )	19,475 円 ( 5,608,800 円 )	9,881 円 ( 17,868,800 円 )	4,732 円 ( 4,082,770 円 )
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 0 円 )			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	18 人(見込)			
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )			
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 3 年 7 月 ~ 令和 4 年 6 月 ( 12 か月 )			

【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及びii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑦ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑦ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)
	【基本給】 ○常勤の介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 月給 500円～61,000円の増額 ※ 上記の額には、平成24年4月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。 【手当】 ①常勤の介護職員 令和3年7月支給給与(6月分給与)より、毎月一定額の手当を支給し、4月～9月算定の加算取得分との差額調整金を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分との差額調整金を6月給与支給時に支給する。 毎月一定額 夜勤を行う介護職員 月額20,000円 その他の介護職員 月額10,000円 ※ 各人の支給総額は、夜勤の回数及び事業種別の収入率を考慮して決定。 ②非常勤の介護職員 支給額は常勤と同じ勤務時間数の場合に半額、それ以外の場合は勤務時間数に応じて比例計算し、4月～9月算定の加算取得分を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分を6月給与支給時に支給する。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	○次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は月額の平均賃金改善額が「その他の介護職員」の平均賃金改善額より高くなるように定額配分する。 ①介護福祉士の資格を有する者 ②主任補佐以上の者または介護職員として勤続10年以上(系列法人における実務経験)の者 ③①及び②の介護職員で法人が認めた者
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)
	○特定処遇改善加算金 ①特定処遇改善加算金は、4月～9月算定の加算取得分を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分を6月給与支給時に支給する。 ②特定処遇改善加算金の額は次のとおりとする。 経験・技能のある介護職員 年額 210,000円程度 他の介護職員 常勤 年額 120,000円程度 非常勤 年額 60,000円程度(勤務時間数に応じて比例計算) その他の職種 常勤 年額 60,000円程度 非常勤 年額 30,000円程度(勤務時間数に応じて比例計算)
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii) (エ)又は(2)⑥ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>施設内研修により知識・技術の向上を行い、外部研修で得た知識等を施設内でフォローアップ研修することにより施設全体の能力アップを図る。それを基に人事考課等で各人の能力評価を実施する。</p>
	<input type="checkbox"/> ②	<p>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input type="checkbox"/> ①	<p>経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p>
	<input type="checkbox"/> ②	<p>資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p>
	<input type="checkbox"/> ③	<p>一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

#### 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

##### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

##### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

#### 5 見える化要件について<特定加算> ※令和3年度は算定要件としない

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他( ) / <input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 3 年 4 月 日 法人名 社会福祉法人成寿会  
代表者 職名 理事長 氏名 西岡 安己

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書作成用 基本情報入力シート

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

●次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。

- ・提出先に関する情報
- ・基本情報
- ・加算対象事業所に関する情報

【凡例】(本シート及び各様式)

以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 処遇改善加算及び特定加算の算定に共通して必要な情報 入力セル
- 処遇改善加算の算定に必要な情報 入力セル
- 特定加算の算定に必要な情報 入力セル

1 提出先に関する情報

処遇改善加算・特定加算の算定届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。

提出先	広島県
-----	-----

2 基本情報

⇒下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイフクシホウジンセイジュカイ
	名称	社会福祉法人成寿会
法人住所	〒	737-0115
	住所1(番地・住居番号まで)	呉市広町字白石免田13010番地
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	理事長
	氏名	西岡 安己
書類作成担当者	フリガナ	クワノ カズヤ
	氏名	桑野 和也
連絡先	電話番号	082-430-7000
	FAX番号	082-430-7890
	e-mail	kazuva.kuwano@seijukai-welfare.jp

3 加算対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙2-3に反映されます。

※「一月あたり介護報酬総単位数」には、前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数(各種加算減算を含む。ただし、処遇改善加算及び特定加算は除く)を12で除したものの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの)を記載すること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬総単位数(※) [単位](a)	1単位あたりの 単価[円](b)
			都道府県	市区町村				
1	3470500699	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問介護	101,127	10.00
2	3470500699	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	55,578	10.00
3	3473900490	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問介護	85,469	10.00
4	3473900490	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問型サービス(独自)	37,600	10.00
5	3470500681	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所介護	322,760	10.00
6	3470500681	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所型サービス(独自)	76,403	10.00
7	3473900508	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	地域密着型通所介護	136,764	10.00
8	3473900508	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	通所型サービス(独自)	28,616	10.00
9	3472501497	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	地域密着型通所介護	179,391	10.14
10	3472501497	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	通所型サービス(独自)	27,341	10.14
11	3492500297	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	地域密着型通所介護	288,135	10.14
12	3492500297	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	通所型サービス(独自)	19,600	10.14
13	3473900599	呉市	広島県	呉市	グループホーム大浜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	421,072	10.00
14	3472501513	東広島市	広島県	東広島市	グループホーム田口	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	427,351	10.14
15	3470500665	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	介護老人福祉施設	1,961,115	10.00
16	3470500665	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	(介護予防)短期入所生活介護	39,363	10.00
17	3470500673	呉市	広島県	呉市	成寿園短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	235,306	10.00
18	3472502628	広島県	広島県	東広島市	短期入所生活介護事業所高屋	(介護予防)短期入所生活介護	220,645	10.17
19	3450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	介護老人保健施設	1,961,534	10.00
20	3450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	9,178	10.00
21	3450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)通所リハビリテーション	574,206	10.00

22	3	4	5	0	5	8	0	1	4	1	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	介護老人保健施設	571,195	10.00
23	3	4	5	0	5	8	0	1	4	1	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	9,190	10.00
24	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設	1,560,816	10.00
25	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	313	10.00
26	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)通所リハビリテーション	643,618	10.00
27	3	4	7	2	5	0	2	6	3	6	広島県	広島県	東広島市	介護付有料老人ホーム高屋の大地 成寿会	(介護予防)特定施設入居者生活介護	759,749	10.14
28	3	8	7	0	2	0	1	2	3	7	今治市	愛媛県	今治市	グループホーム関前	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	400,854	10.00

別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人成寿会
-----	-----------

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	63,702,468
------------------------	------------

	介護保険事業所番号	事業所の所在地		指定権者名	事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	新規・継続の別	(1)介護職員処遇改善加算		算定対象月(d)	(3) 介護職員処遇改善加算の見込額 (a×b×c×d) [円]
		都道府県	市区町村							算定する介護職員処遇改善加算の区分(c)	加算率		
1	3470500699	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問介護	訪問介護	101,127	10.00	継続	加算II	10.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,213,524
2	3470500699	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(独自)	55,578	10.00	継続	加算II	10.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	666,936
3	3473900490	広島県	呉市	ホームヘルプケアサービス成寿園豊	訪問介護	訪問介護	85,469	10.00	継続	加算II	10.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,025,628
4	3473900490	広島県	呉市	ホームヘルプケアサービス成寿園豊	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(独自)	37,600	10.00	継続	加算II	10.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	451,200
5	3470500681	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所介護	通所介護	322,760	10.00	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,665,432
6	3470500681	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自)	76,403	10.00	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	394,236
7	3473900508	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護	136,764	10.00	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	705,696
8	3473900508	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自)	28,616	10.00	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	147,648
9	3472501497	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護	179,391	10.14	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	938,616
10	3472501497	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自)	27,341	10.14	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	143,052
11	3492500297	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護	288,135	10.14	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,507,584
12	3492500297	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自)	19,600	10.14	継続	加算II	4.30%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	102,540
13	3473900599	広島県	呉市	グループホーム大浜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	421,072	10.00	継続	加算II	8.10%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	4,092,816
14	3472501513	広島県	東広島市	グループホーム田口	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	427,351	10.14	継続	加算II	8.10%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	4,212,000
15	3470500665	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	1,961,115	10.00	継続	加算II	6.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	14,120,028
16	3470500665	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	39,363	10.00	継続	加算II	6.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	283,404
17	3470500673	広島県	呉市	成寿園短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	235,306	10.00	継続	加算II	6.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,694,196
18	3472502628	広島県	東広島市	短期入所生活介護事業所高屋	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	220,645	10.17	継続	加算II	6.00%	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,615,644

(1)介護職員処遇改善加算											
介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 〔単位(a)〕	1単位あ たりの単 価〔円(b)〕	②		③	
		都道府県	市区町村					新規・継続の 別	算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分		
193450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	介護老人保健施設	1,961,534	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	6,826,128
203450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	9,178	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	31,932
213450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)通所リハビリテーション	574,206	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	2,342,760
223450580141	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	介護老人保健施設	571,195	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,987,752
233450580141	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	9,190	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	31,980
243450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設	1,560,816	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	5,431,632
253450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	313	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,080
263450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)通所リハビリテーション	643,618	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	2,625,960
273472502636	広島県	広島県	東広島市	介護付有料老人ホーム高屋の大地 成寿会	(介護予防)特定施設入居者生活介護	759,749	10.14	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	5,546,772
283870201237	今治市	愛媛県	今治市	グループホーム開前	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	400,854	10.00	継続	加算Ⅱ	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	3,896,292

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人成寿会
介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	27,560,124

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位/a]	1単位 あたり 介護報酬 単価[円] (b)	新規・ 継続 の別	(2)介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等特 定処遇改善加 算の見込額 (a×b×c×d) [円]		
		都道府県	市区町村						加算 率 (c)	要件			
13470500699	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問介護	101,127	10,000	区分変更	特定加算I	6.3%	特定事業所加算(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	764,520
23470500699	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問型サービス(昼日)	55,578	10,000	区分変更	特定加算I	6.3%	特定事業所加算(I)又は(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	420,168
33473900490	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問介護	85,469	10,000	区分変更	特定加算I	6.3%	特定事業所加算(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	646,140
43473900490	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問型サービス(昼日)	37,600	10,000	区分変更	特定加算I	6.3%	特定事業所加算(I)又は(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	284,256
53470500681	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所介護	322,760	10,000	区分変更	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(I)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	464,772
63470500681	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所型サービス(昼日)	76,403	10,000	区分変更	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(I)又は(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	110,016
73473900508	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	地域密着型通所介護	136,764	10,000	継続	特定加算II	1.0%	サービス提供体制強化加算(III)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	164,112
83473900508	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	通所型サービス(昼日)	28,616	10,000	継続	特定加算II	1.0%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	34,332
93472501497	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	地域密着型通所介護	179,391	10,14	継続	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	261,936
103472501497	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	通所型サービス(昼日)	27,341	10,14	継続	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(I)又は(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	39,912
11349250297	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	地域密着型通所介護	288,135	10,14	継続	特定加算II	1.0%	サービス提供体制強化加算(III)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	350,592
12349250297	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	通所型サービス(昼日)	19,600	10,14	継続	特定加算II	1.0%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	23,844
133473900599	呉市	広島県	呉市	グループホーム大浜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	421,072	10,000	継続	特定加算II	2.3%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	1,162,152
143472501513	東広島市	広島県	東広島市	グループホーム田口	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	427,351	10,14	区分変更	特定加算I	3.1%	サービス提供体制強化加算(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	1,611,996
153470500665	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	介護老人福祉施設	1,961,115	10,000	継続	特定加算II	2.3%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	5,412,672
163470500665	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	(介護予防)短期入所生活介護	39,363	10,000	継続	特定加算II	2.3%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	108,636
173470500673	呉市	広島県	呉市	成寿園短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	235,306	10,000	継続	特定加算II	2.3%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	619,440
18347250262	広島県	広島県	東広島市	短期入所生活介護事業所高屋	(介護予防)短期入所生活介護	220,645	10,17	継続	特定加算I	2.7%	サービス提供体制強化加算(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	727,032
193450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	介護老人保健施設	1,961,534	10,000	継続	特定加算II	1.7%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	4,001,520
203450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)短期入所介護(老健)	9,178	10,000	継続	特定加算II	1.7%	いずれも取得していない	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	18,720
213450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)通所ハブケア	574,206	10,000	継続	特定加算I	2.0%	サービス提供体制強化加算(I)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	1,378,092
223450580141	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	介護老人保健施設	571,195	10,000	継続	特定加算I	2.1%	サービス提供体制強化加算(II)	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	1,439,400
233450580141	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	(介護予防)短期入所介護(老健)	9,190	10,000	継続	特定加算I	2.1%	併設本体施設において介護職員	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	23,148

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 介護報酬 単価[円] (b)	①			②		③		④		⑤
			都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	加 算 率 (c)	介護福祉士配置等要件	算定対象月(0)	介護職員等特 定処遇改善加 算の見込額 (a×b×c×d) [円]				
24	3450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設 (介護予防)短期入所療養介護(老 健)	1,560,816	10,00	継続	特定加算Ⅰ	2.1%	サービスマン提供体制強化加算(0)	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	3,933,252				
25	3450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設大浜	313	10,00	継続	特定加算Ⅰ	2.1%	併設本体施設において介護職員が いずれも取得していない	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	780				
26	3450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設大浜	643,618	10,00	継続	特定加算Ⅱ	1.7%	いずれも取得していない	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,312,980				
27	3472502636	広島県	広島県	東広島市	介護付有料老人ホーム高屋の大地 成 会	(介護予防)特定施設入居者生活介 護	759,749	10,14	継続	特定加算Ⅱ	1.2%	いずれも取得していない	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,109,352				
28	3870201237	今治市	愛媛県	今治市	グループホーム関前	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	400,854	10,00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和3年4月～令和4年3月(12ヶ月)	1,106,352				